

# 石川県公報

平成27年10月7日(水曜日)

号 外

(第70号)

## 目 次

条 例		
○石川県個人情報保護条例の一部を改正する条例 (総務課)	1	○石川県税条例の一部を改正する条例 (税務課) 11
○石川県職員退職手当条例及び石川県職員等の再任用に 関する条例の一部を改正する条例 (人事課)	4	○本社機能立地促進のための県税の課税の特例に関する 条例 (同) 11
○石川県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例 等の一部を改正する条例 (同)	5	○石川県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例 (市町支援課) 13
		○石川県流域下水道条例の一部を改正する条例 (水環境創造課) 14

## 条 例

石川県個人情報保護条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年十月七日

石川県知事 谷 本 正 憲

### 石川県条例第三十五号

#### 石川県個人情報保護条例の一部を改正する条例

第一条 石川県個人情報保護条例(平成十五年石川県条例第二号)の一部を次のように改正する。

目次中 「第四節 救済の手続(第三十六条の二―第四十条)」を  
第四章 石川県個人情報保護審査会(第四十一条―第四十八条)」

「第四節 救済の手続(第三十六条の二―第四十条)」  
第三章の二 特定個人情報の保護(第四十条の二) に改める。

第四章 石川県個人情報保護審査会(第四十一条―第四十八条)」

第二条第一項ただし書を削り、同条中第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号。以下「番号利用法」という。)第二条第八項に規定する特定個人情報をいう。

第十四条第三号ハ中「第二条第二項」を「第二条第四項」に、「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改め、同条第七号ホ中「国若しくは」を削り、同条第八号中「法定代理人から」の下に「本人に代わって」を加え、「当該未成年者又は成年被後見人」を「当該本人」に改める。

第三章の次に次の一章を加える。

第三章の二 特定個人情報の保護

## (特定個人情報についての特例)

第四十条の二 実施機関が保有し、又は保有しようとする特定個人情報に関しては、第四条第二項から第四項まで、第五条第三項ただし書、第六条第一項各号(第二号を除く)、第七条第一項第二号及び第三号並びに第二項、第八条、第二十三条並びに第五十一条第一項及び第二項の規定は適用しないものとし、他の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第六条の見出し	利用及び提供	利用
第六条第一項	利用し、又は当該実施機関以外の者に提供してはならない	利用してはならない
第六条第一項第二号	本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき	人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であつて、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき
第十二条第二項	未成年者又は成年被後見人の法定代理人	未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人(以下「代理人」と総称する。)
第十三条第二項、第二十六条第二項第二号及び第三十二条第二項	法定代理人	代理人
第十四条第八号、第二十五条第二項及び第三十二条第二項	未成年者又は成年被後見人の法定代理人	代理人
第三十二条第一項第二号	又は第六条の規定に違反して利用されているとき	第四十条の二の規定により読み替えて適用する第六条第一項(第二号に係る部分に限る。)の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第二十条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第二十八条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(番号利用法第二条第九項に規定する特定個人情報ファイルをいう。)に記載されているとき
第三十二条第一項第二号	第六条又は第七条	番号利用法第十九条
第五十一条第三項	第二十五条から第三十六条	第四十条の二の規定により読み替えて適

	まで	用する第二十五条及び第二十六条、第二十七条から第三十一条まで、第四十条の二の規定により読み替えて適用する第三十二条及び第三十三条並びに第三十四条から第三十六条まで
第五十一条第四項	第三十二条第一項	第四十条の二の規定により読み替えて適用する第三十二条第一項

第二条 石川県個人情報保護条例の一部を次のように改正する。

目次中「第四十条の二」を「第四十条の二・第四十条の三」に改める。

第二条中第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

- 5 この条例において「情報提供等の記録」とは、番号利用法第二十三条第一項及び第二項の規定により記録された特定個人情報をいう。

第四十条の二中「とする特定個人情報」の下に「(情報提供等の記録を除く。)」を加え、第三章の二中同条の次に次の一条を加える。

(情報提供等の記録についての特例)

第四十条の三 実施機関が保有し、又は保有しようとする情報提供等の記録に関しては、第四条第二項から第四項まで、第五条第三項ただし書、第六条第一項ただし書及び各号並びに第二項、第七条第一項第二号及び第三号並びに第二項、第八条、第二十条、第二十三条、第三十条、第三章第三節、第三十七条第一項第四号並びに第五十一条第一項及び第二項の規定は適用しないものとし、他の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第六条の見出し	利用及び提供	利用
第六条第一項	利用し、又は当該実施機関以外の者に提供してはならない	利用してはならない
第十二条第二項	未成年者又は成年被後見人の法定代理人	未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人(以下「代理人」と総称する。)
第十三条第二項及び第二十六条第二項第二号	法定代理人	代理人
第十四条第八号及び第二十五条第二項	未成年者又は成年被後見人の法定代理人	代理人
第三十一条	当該保有個人情報の提供先	総務大臣及び番号利用法第十九条第七号

		に規定する情報照会者又は情報提供者 (当該訂正に係る情報提供等の記録に記録された者であつて、当該実施機関以外 のものに限る。)
第三十六条の二	、訂正決定等若しくは利用 停止決定等又は県設立独立 行政法人に対する開示請求、 訂正請求若しくは利用停止 請求	若しくは訂正決定等又は県設立独立行政 法人に対する開示請求若しくは訂正請求
第三十七条第二項 並びに第四十二条 第一項及び第三項	、訂正決定等又は利用停止 決定等	又は訂正決定等
第三十八条第二号	、訂正請求者又は利用停止 請求者	又は訂正請求者
第五十一条第三項	第二十五条から第三十六条 まで	第四十条の三の規定により読み替えて適 用する第二十五条及び第二十六条、第二 十七条から第三十条まで並びに第四十条 の三の規定により読み替えて適用する第 三十一条
	訂正又は利用停止	訂正
第五十一条第四項	訂正又は利用停止	訂正
	及び第三十二条第一項の規 定	の規定

附 則

この条例は、平成二十八年一月一日から施行する。ただし、第一条中石川県個人情報保護条例第  
十四条の改正規定は公布の日から、第二条の規定は行政手続における特定の個人を識別するための  
番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)附則第一条第五号に掲げる規定の施行  
の日から施行する。

石川県職員退職手当条例及び石川県職員等の再任用に関する条例の一部を改正する条例をここに  
公布する。

平成二十七年十月七日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県条例第三十六号

石川県職員退職手当条例及び石川県職員等の再任用に関する条例の一部を改正する条  
例

(石川県職員退職手当条例の一部改正)

第一条 石川県職員退職手当条例(昭和二十九年石川県条例第五号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二号)第八十四条第二項」を「厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)第四十七条第二項」に改める。

(石川県職員等の再任用に関する条例の一部改正)

第二条 石川県職員等の再任用に関する条例(平成十三年石川県条例第五号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二号)附則第十八条の二第一項第一号」を「厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)附則第七条の二第一項第四号」に改める。

附 則

この条例は、平成二十七年十月一日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

---

石川県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年十月七日

石川県知事 谷 本 正 憲

## 石川県条例第三十七号

石川県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例等の一部を改正する条例

(石川県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部改正)

第一条 石川県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例(昭和三十二年石川県条例第三十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項第一号中「この項」の下に「及び第十条の二第二項」を加える。

第六条中「及び介護休暇」を「、介護休暇及び特別養子縁組休暇」に改める。

第十条の次に次の一条を加える。

(特別養子縁組休暇)

第十条の二 職員が民法(明治二十九年法律第八十九号)第八百十七条の二第一項に規定する特別養子縁組の成立の請求を行い、養子となる者の監護者(家事事件手続法(平成二十三年法律第五十二号)第百六十六条第一項の規定により選任された監護者をいう。)として当該養子となる者を監護するため、休暇を請求した場合は、人事委員会規則の定めるところにより特別養子縁組休暇を与えることができる。

2 任命権者は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める期間を超えない範囲内で必要と認める期間の特別養子縁組休暇を与えるものとする。

一 職員(育児休業法第十八条第一項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員、

臨時職員及び石川県職員等の育児休業等に関する条例（平成四年石川県条例第三号。以下この項において「育児休業条例」という。）第二条各号に掲げる職員を除く。）から一日を単位とする連続する期間の休暇の請求があつた場合 監護を開始する日から一年以内で当該養子となる者が二歳に達する日（非常勤職員にあつては、人事委員会規則で定める日）まで

二 職員（非常勤職員、臨時職員及び育児休業条例第十条各号に掲げる職員を除く。）から次に掲げる時間の休暇の請求があつた場合 監護を開始する日から一年以内で当該養子となる者が小学校就学の始期に達する日の前日まで

イ 一日の勤務時間のうち育児休業法第十条第一項第一号又は第二号に掲げる勤務の形態における勤務時間を除いた時間

ロ 一週間の勤務時間のうち育児休業法第十条第一項第三号又は第四号に掲げる勤務の形態における勤務時間を除いた時間

ハ 育児休業条例第十二条各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める期間の勤務時間のうち当該職員の勤務の形態における勤務時間を除いた時間

三 職員（前号の規定による特別養子縁組休暇を与えられた職員、育児休業法第十一条第一項に規定する育児短時間勤務職員及び育児休業条例第二十二條各号に掲げる職員を除く。）から一日の勤務時間の一部（二時間を超えない範囲内の時間に限る。）について休暇の請求があつた場合 監護を開始する日から一年以内で当該養子となる者が小学校就学の始期に達する日の前日（非常勤職員（再任用短時間勤務職員を除く。）にあつては、二歳に達する日）まで

3 前項第一号の規定による特別養子縁組休暇の期間については、給与を支給しない。

（石川県職員等の育児休業等に関する条例の一部改正）

第二条 石川県職員等の育児休業等に関する条例（平成四年石川県条例第三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「規定に」を「規定等に」に、「育児休業等に関し」を「育児休業等（石川県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例（昭和三十二年石川県条例第三十八号。以下「職員の勤務時間条例」という。）第十条の二及び石川県学校職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例（昭和三十二年石川県条例第三十九号。以下「学校職員の勤務時間条例」という。）第十一条の二に規定する特別養子縁組休暇を含む。）に関し」に改める。

第二条の三中「石川県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例（昭和三十二年石川県条例第三十八号。以下「一」、「二」という。）」及び「石川県学校職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例（昭和三十二年石川県条例第三十九号。以下「三」を削る。

第七条の見出し中「職員」を「職員等」に改め、同条第一項中「いる職員」の下に「及び職員の勤務時間条例第十条の二第二項第一号又は学校職員の勤務時間条例第十一条の二第二項第一号の規定による特別養子縁組休暇（次項、第八条及び第九条において「第一号特別養子縁組休暇」

という。)を与えられた職員」を加え、同条第二項中「いる職員」の下に「及び第一号特別養子縁組休暇を与えられた職員」を加える。

第八条の見出し中「職員」を「職員等」に改め、同条中「した職員」の下に「又は第一号特別養子縁組休暇を与えられた職員」を、「の期間」の下に「又は第一号特別養子縁組休暇の期間」を加える。

第九条の見出し中「職員に」を「職員等に」に改め、同条第一項中「した期間」の下に「及び第一号特別養子縁組休暇の期間」を加え、同条第二項中「した期間」の下に「及び第一号特別養子縁組休暇の期間」を、「子」の下に「又は当該第一号特別養子縁組休暇に係る養子となる者」を加える。

第十七条の見出し中「職員」を「職員等」に改め、同条第一項中「職員に」を「職員及び職員の勤務時間条例第十条の二第二項第二号又は学校職員の勤務時間条例第十一条の二第二項第二号の規定による特別養子縁組休暇(以下この条及び次条において「第二号特別養子縁組休暇」という。)を与えられた職員に」に改め、同項の表第四条第三項の項中「者の勤務時間」の下に「(職員の勤務時間条例第十条の二第二項第二号又は学校職員の勤務時間条例第十一条の二第二項第二号の規定による特別養子縁組休暇(以下この項、第十六条及び第二十二條の六第二項第二号において「第二号特別養子縁組休暇」という。)を与えられた職員にあつては、職員の勤務時間条例第二条第一項又は学校職員の勤務時間条例第三条第一項に規定する勤務時間から当該職員に与えられた一週間当たりの第二号特別養子縁組休暇の時間を減じた時間)」を加え、同表第十三条第五項の項の次に次のように加える。

<p>第十六条</p>	<p>勤務時間</p>	<p>勤務時間(第二号特別養子縁組休暇を与えられた職員にあつては、職員の勤務時間条例第二条第一項又は学校職員の勤務時間条例第三条第一項に規定する勤務時間から当該職員に与えられた一週間当たりの第二号特別養子縁組休暇の時間を減じた時間)</p>
-------------	-------------	--

第十七条第一項の表第二十二條の六第二項第二号の項中「育児短時間勤務職員」の下に「及び第二号特別養子縁組休暇を与えられた職員」を加え、同条第三項中「いる職員」の下に「及び第一号特別養子縁組休暇を与えられた職員」を加え、同項の表第六条第三項の項中「者の勤務時間」の下に「(職員の勤務時間条例第十条の二第二項第二号又は学校職員の勤務時間条例第十一条の二第二項第二号の規定による特別養子縁組休暇(以下この項において「第二号特別養子縁組休暇」という。)を与えられた職員にあつては、職員の勤務時間条例第二条第一項又は学校職員の勤務時間条例第三条第一項に規定する勤務時間から当該職員に与えられた一週間当たりの第二号特別養子縁組休暇の時間を減じた時間)」を加え、同項を第十七条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 第二号特別養子縁組休暇を与えられた職員についての職員の特殊勤務手当に関する条例の規

定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第十五条の二の見出し	再任用短時間勤務職員	第二号特別養子縁組休暇を与えられた職員
第十五条の二	地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八条の四第一項若しくは第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員で同法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(次条第四項において「再任用短時間勤務職員」という。)	職員の勤務時間条例第十条の二第二項第二号の規定による特別養子縁組休暇(以下この条及び次条第四項において「第二号特別養子縁組休暇」という。)を与えられた職員
	職員の勤務時間条例第二条第二項第二号の規定により定められたその者の勤務時間	職員の勤務時間条例第二条第一項に規定する勤務時間から当該職員に与えられた一週間当たりの第二号特別養子縁組休暇の時間を減じた時間
	同条第一項	同項
第十六条第四項	再任用短時間勤務職員	第二号特別養子縁組休暇を与えられた職員
	週休日	週休日及び第二号特別養子縁組休暇の内容に従つて一日の休暇を与えられた日

第十八条の見出し中「職員に」を「職員等に」に改め、同条第一項及び第二項中「した期間」の下に「及び第二号特別養子縁組休暇の期間」を加え、同条第三項中「育児短時間勤務の」の下に「期間及び第二号特別養子縁組休暇の」を、「場合」の下に「(第二号特別養子縁組休暇を与えられた職員にあつては、第二号特別養子縁組休暇を与えられなかったと仮定した場合)」を加える。

第二十三条の見出し中「部分休業」を「部分休業等」に改め、同条第一項中「以下同じ。」の下に「及び職員の勤務時間条例第十条の二第二項第三号又は学校職員の勤務時間条例第十一条の二第二項第三号の規定による特別養子縁組休暇(以下この条及び次条において「第三号特別養子縁組休暇」という。)」を加え、同条第二項及び第三項中「部分休業」の下に「及び第三号特別養子縁組休暇」を加える。

第二十四条の見出し中「職員」を「職員等」に改め、同条中「部分休業」の下に「又は第三号特別養子縁組休暇」を加える。

(石川県職員等の修学部分休業等に関する条例の一部改正)

第三条 石川県職員等の修学部分休業等に関する条例(平成十七年石川県条例第七号)の一部を次のように改正する。

第十五条第二号中「昭和三十二年石川県条例第三十八号」の下に「。次号において「職員の勤務時間条例」という。」を、「昭和三十二年石川県条例第三十九号」の下に「。次号において「学校職員の勤務時間条例」という。」を加え、同条第三号中「よる育児休業」の下に「又は職員の勤務時間条例第十条の二第二項第一号若しくは学校職員の勤務時間条例第十一条の二第二項第一号の規定による特別養子縁組休暇」を加える。

(一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第四条 一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する条例(平成十七年石川県条例第九号)の一部を次のように改正する。

第十一条第二項中「の日」の下に「をいい、職員の勤務時間条例第十条の二第二項第二号又は学校職員の勤務時間条例第十一条の二第二項第二号の規定による特別養子縁組休暇(以下この項において「第二号特別養子縁組休暇」という。)の承認を受けた職員である場合にあつては、当該承認を受けた第二号特別養子縁組休暇の内容に従つて一日の休暇を与えられた日以外の日をいう。」を加える。

(石川県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第五条 石川県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和四十二年石川県条例第四号)の一部を次のように改正する。

第十九条第二項中「又は介護休暇」を「介護休暇」に改め、「休暇をいう。）」の下に「又は特別養子縁組休暇(当該職員が民法(明治二十九年法律第八十九号)第八百七十七条の二第二項に規定する特別養子縁組の成立の請求を行い、養子となる者の監護者(家事事件手続法(平成二十三年法律第五十二号)第百六十六条第一項の規定により選任された監護者をいう。第二十一条第一項において同じ。)として当該養子となる者を監護するため、一日の勤務時間の一部(二時間を超えない範囲内の時間に限る。)について勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）」を加える。

第二十一条の見出し中「育児休業」を「育児休業等」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定は、特別養子縁組休暇(職員が民法第八百七十七条の二第一項に規定する特別養子縁組の成立の請求を行い、養子となる者の監護者として当該養子となる者を監護するため、一日を単位とする連続する期間において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。)の承認を受けた職員について準用する。この場合において、前項中「育児休業をしている期間」とあるのは「特別養子縁組休暇の期間」と読み替えるものとする。

(石川県学校職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部改正)

第六条 石川県学校職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例(昭和三十二年石川県条例第三

十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「次条第二項第一号」の下に「及び第十一条の二第二項」を加える。

第七条中「及び介護休暇」を「、介護休暇及び特別養子縁組休暇」に改める。

第十一条の次に次の一条を加える。

(特別養子縁組休暇)

第十一条の二 職員が民法(明治二十九年法律第八十九号)第八百七十七条の二第二項に規定する特別養子縁組の成立の請求を行い、養子となる者の監護者(家事事件手続法(平成二十三年法律第五十二号)第六十六条第一項の規定により選任された監護者をいう。)として当該養子となる者を監護するため、休暇を請求した場合は、人事委員会規則の定めるところにより特別養子縁組休暇を与えることができる。

2 任命権者は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める期間を超えない範囲内で必要と認める期間の特別養子縁組休暇を与えるものとする。

一 職員(育児休業法第十八条第一項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員、臨時職員及び石川県職員等の育児休業等に関する条例(平成四年石川県条例第三号。以下この項において「育児休業条例」という。)第二条各号に掲げる職員を除く。)から一日を単位とする連続する期間の休暇の請求があつた場合 監護を開始する日から一年以内で当該養子となる者が三歳に達する日(非常勤職員にあつては、人事委員会規則で定める日)まで

二 職員(非常勤職員、臨時職員及び育児休業条例第十条各号に掲げる職員を除く。)から次に掲げる時間の休暇の請求があつた場合 監護を開始する日から一年以内で当該養子となる者が小学校就学の始期に達する日の前日まで

イ 一日の勤務時間のうち育児休業法第十条第一項第一号又は第二号に掲げる勤務の形態における勤務時間を除いた時間

ロ 一週間の勤務時間のうち育児休業法第十条第一項第三号又は第四号に掲げる勤務の形態における勤務時間を除いた時間

ハ 育児休業条例第十二条各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める期間の勤務時間のうち当該職員の勤務の形態における勤務時間を除いた時間

三 職員(前号の規定による特別養子縁組休暇を与えられた職員、育児休業法第十一条第一項に規定する育児短時間勤務職員及び育児休業条例第二十二條各号に掲げる職員を除く。)から一日の勤務時間の一部(二時間を超えない範囲内の時間に限る。)について休暇の請求があつた場合 監護を開始する日から一年以内で当該養子となる者が小学校就学の始期に達する日の前日(非常勤職員(再任用短時間勤務職員を除く。)にあつては、三歳に達する日)まで

3 前項第一号の規定による特別養子縁組休暇の期間については、給子を支給しない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

---

石川県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年十月七日

石川県知事 谷 本 正 憲

### 石川県条例第三十八号

石川県税条例の一部を改正する条例

石川県税条例(昭和二十九年石川県条例第二十三号)の一部を次のように改正する。

附則第十条第一項中「平成二十八年一月三十一日」を「平成三十三年一月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

---

本社機能立地促進のための県税の課税の特例に関する条例をここに公布する。

平成二十七年十月七日

石川県知事 谷 本 正 憲

### 石川県条例第三十九号

本社機能立地促進のための県税の課税の特例に関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、本社機能立地促進(事業者による特定業務施設(地域再生法(平成十七年法律第二十四号。以下「法」という。)第五条第四項第四号に規定する特定業務施設をいう。以下この条及び次条において同じ。)を整備する事業を促進することをいう。)のため、地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第六条第二項の規定により、法第八条第一項に規定する認定地域再生計画に記載されている法第五条第四項第四号に規定する地方活力向上地域内において、法第十七条の二第六項に規定する認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画に従って特定業務施設を新設し、又は増設した同条第四項に規定する認定事業者(次条及び第三条において「認定事業者」という。)について、当該特定業務施設に係る事業に対して課する事業税及び当該特定業務施設の用に供する家屋又はその敷地である土地の取得に対して課する不動産取得税の課税の特例について定めるものとする。

(事業税の不均一課税)

第二条 法第五条第十九項(法第七条第二項において準用する場合を含む。)の規定により法第五条第一項の地域再生計画(同条第四項第四号に規定する地方活力向上地域特定業務施設整備事業に関する事項が記載されたものに限る。)が公示された日(平成二十七年八月十日以後最初に公

示された日に限る。次条において「公示日」という。)から平成三十年三月三十一日までの間に、法第十七条の二第三項の規定により、同条第一項に規定する地方活力向上地域特定業務施設整備計画(次条において「特定業務施設整備計画」という。)の認定を受けた認定事業者(同項第一号に掲げる事業を実施する者に限る。)であつて、当該認定を受けた日から同日の翌日以後二年を経過する日(同日までに法第十七条の二第六項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日)までの間に、特定業務施設の用に供する減価償却資産(所得税法施行令(昭和四十年政令第九十六号)第六条第一号から第七号まで又は法人税法施行令(昭和四十年政令第九十七号)第十三条第一号から第七号までに掲げるものに限る。)で取得価額の合計額が三千八百万円(租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第十条第六項第四号に規定する中小事業者、同法第四十二条の四第六項第四号に規定する中小企業者及び同法第六十八条の九第六項第四号に規定する中小連結法人にあつては、千九百万円)以上のもの(以下「特別償却設備」という。)を新設し、又は増設したものについて、当該特別償却設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度開始の日から三年又は三年以内に終了する事業年度について、当該各年又は各事業年度の所得金額又は収入金額(事業税の課税標準額となるものをいう。)のうち当該特別償却設備に係るものとして規則で定めるところにより計算した額に対して課する事業税の税率は、石川県税条例(昭和二十九年石川県条例第二十三号。以下「条例」という。)第五十八条又は第六十三条の三の規定にかかわらず、これらの規定に規定する税率にそれぞれ十分の一を乗じて得た率とする。

#### (不動産取得税の不均一課税)

第三条 公示日から平成三十年三月三十一日までの間に、法第十七条の二第三項の規定により、特定業務施設整備計画の認定を受けた認定事業者であつて、当該認定を受けた日から同日の翌日以後二年を経過する日(同日までに同条第六項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日)までの間に、特別償却設備を新設し、又は増設したものについて、当該特別償却設備である家屋及びその敷地である土地の取得(公示日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して一年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があつた場合における当該土地の取得に限る。)に対して課する不動産取得税の税率は、条例第七十条及び附則第十一条の規定にかかわらず、これらの規定に規定する税率にそれぞれ十分の一を乗じて得た率とする。

#### (不均一課税の申請)

第四条 前二条の規定による税率の適用を受けようとする者は、規則で定めるところにより、知事に不均一課税の申請をしなければならない。

#### (不均一課税の取消し)

第五条 知事は、偽りの申請その他不正の行為により第二条又は第三条の規定によつて不均一課税を受けた者がある場合においては、直ちにその者に係る不均一課税を取り消すものとする。

## 附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、平成二十七年八月十日から適用する。
- 2 平成二十七年八月十日から同年十二月三十一日までの間における第二条の規定の適用については、同条中「第十条第六項第四号」とあるのは「第十条第四項」と、「中小事業者」とあるのは「中小企業者に該当する個人」とする。

石川県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年十月七日

石川県知事 谷 本 正 憲

## 石川県条例第四十号

## 石川県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

第一条 石川県住民基本台帳法施行条例（平成十四年石川県条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

第二条の見出し中「本人確認情報」を「知事保存本人確認情報」に改め、同条中「第三十条の八第一項第二号」を「第三十条の十五第一項に規定する都道府県知事保存本人確認情報（以下「知事保存本人確認情報」という。）の利用に係る同項第二号」に改める。

第三条の見出し中「本人確認情報」を「知事保存本人確認情報」に改め、同条中「第三十条の八第二項」を「第三十条の十五第二項」に改める。

第四条の見出し中「本人確認情報」を「知事保存本人確認情報」に改め、同条中「第三十条の八第二項」を「第三十条の十五第二項」に、「保存期間に係る本人確認情報」を「知事保存本人確認情報」に改める。

第六条及び第七条を削る。

第五条の見出し中「本人確認情報」を「知事保存本人確認情報」に改め、同条中「第三十条の九第一項」を「第三十条の四十第一項」に改め、同条を第六条とする。

第四条の次に次の一条を加える。

（自己の本人確認情報の開示に係る費用の負担）

第五条 法第三十条の三十二第二項の規定により、書面による本人確認情報の開示を受ける者は、当該書面の作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

第二条 石川県住民基本台帳法施行条例の一部を次のように改正する。

第二条中「第三十条の十五第一項」を「第三十条の十五第一項本文」に改める。

第三条中「第三十条の十五第二項」を「第三十条の十五第二項第二号」に改める。

第四条中「への提供」の下に「（同項第二号に掲げる場合における提供に限る。）」を加える。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十七年十月五日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。  
ただし、第二条の規定は、平成二十八年一月一日から施行する。

(石川県個人情報保護条例の一部改正)

- 2 石川県個人情報保護条例(平成十五年石川県条例第二号)の一部を次のように改正する。  
第四十一条第一項第三号中「第三十条の九第二項」を「第三十条の四十第二項」に改める。

石川県流域下水道条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年十月七日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県条例第四十一号

石川県流域下水道条例の一部を改正する条例

石川県流域下水道条例(昭和六十三年石川県条例第三十四号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十五条の二第一項」を「第二十五条の十第一項」に改める。

第一条の二第一項及び第二条の二中「第二十五条の十第一項」を「第二十五条の十八第一項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。